したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているブッポウソウ、オオキトンボ、ツマグロキチョウ等の生息が確認されている。オオタカ及びクマタカについては、営巣は確認されておらず、主な生息域は計画路線から離れていることなどから、ブッポウソウについては、営巣は確認されておらず、生息可能な環境は周辺に広く残存することなどから、それぞれ影響は小さいとされている。オオキトンボ及びツマグロキチョウについては、生息域は直接改変されないことなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているオオウバタケニンジン、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているキエビネ等が確認されているが、生育地は計画路線から離れており、直接改変されないことなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が９箇所存在するが、このうち８箇所については既に発掘調査等が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る１箇所についても宮崎県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づき、２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成６年10月６日に都市計画決定され、平成18年２月13日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、線形不良区間が多数存在するほか、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、延岡市長を会長とする九州中央自動車道建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮崎県延岡市北方町総合支所

○国土交通省告示第千四百六十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月三日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5143号	ＭＦ及びＨＦ用デジタル選択呼出装置（その他のものに限る。）並びにＭＦ及びＨＦ用デジタル選択呼出聴守装置	ＦＳ―1575	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号
第5144号	〃	ＦＳ―2575	〃	〃
第5145号	〃	ＦＳ―5075	〃	〃

○関東地方整備局告示第四百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

二百九十八号

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二百八十八号	市川市田尻五丁目四番六から同市高谷二丁目一六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	平成二十四年十二月十八日

○関東地方整備局告示第四百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(三)(二)(一)

道路の区域	道路の線	道路の種類	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
四百八十八号	一般国道		市川市田尻五丁目四番六から同市高谷二丁目一六番一まで	後前	三三・七〇メートル	〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○中部地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

(三)(二)(一)

道路の区域	道路の線	道路の種類	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
二十五号	一号及び二十五号	一般国道	内部地先から同市采女町字名倉堤防小敷地先まで	後前	二二・四七〇メートル	〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所